

垂井町立小中学校の
「働き方改革」推進プラン

～ 業務量管理・健康確保措置実施計画 ～

垂井町教育委員会

令和8年2月

1 計画の趣旨

一億総活躍社会の実現に向けて、平成30年7月に公布された、働き方改革関連法の施行に伴い、「働き方」改革が求められています。令和6年度からは、医師、建設業なども含む職種で時間外労働時間の上限規制が適用されています。

学校で勤務する教職員に関わっては、心身ともに健康で、子どもたちに明るい笑顔で向き合うことが求められていますが、これまでには、教職員の長時間に及ぶ時間外勤務などにより、心身の健康に支障をきたす事案も起きています。

垂井町教育委員会では、学校とは、子どもたちが元気に楽しく学ぶ場であり、そのため、教職員が心身ともに健康で、自らの職の誇りと自信、働きがいをもって子どもたちに向き合うことが何より重要であると考えています。

こうしたことから、垂井町教育委員会・各学校では、以下の目的で平成30年度から教職員の働き方改革に取り組んできました。

- 教職員一人一人が心身ともに健康で充実して仕事に取り組むことで、町内全ての学校の教育力の向上を図ります。
- 教職員一人一人が心にゆとりをもち、じっくりと児童生徒と向き合うことで、児童生徒の健やかな成長を図ります。

これまでの間、保護者、地域、関係諸機関のご理解とご協力をいただきながら教職員の働き方改革を推進してきました。このたび、教育職員の業務量の適切な管理と健康・福祉の確保のための計画の策定・公表等を義務付けた「公立の義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法」第8条に基づき、垂井町立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画を策定し、垂井町教育委員会・垂井町立小中学校での具体的な取組を明らかにするものです。

2 垂井町の現状

(1) これまでの取組

垂井町では、これまでも、毎年4月当初に、「教職員の負担軽減、学校のスリム化を目指す取組について」として、下記の13項目に取り組むよう通知してきました。

- ① 水曜日と8のつく日は定時に帰る。定時に帰れないときは、校長に届けを出す。
- ② 背面の「学級の歩み」は、児童生徒が作成する場合以外はつくらない。
- ③ 絵画・習字のコメントは書かない。それより一人一人に認めの言葉をかける。
- ④ どの学年も、出席の記録、学年評定及び所見、各種記録は、三者懇談時に提示し、間違いがないか確認する。
- ⑤ 所見は10ポイントで枠に入る文字数にする。枠外に書かない。

- ⑥ すべての持ち物には、自分で自分の名前を記入するよう指導する。
- ⑦ 学級通信はどうしても必要な学年以外、極力減らし、学校通信で代用する。
- ⑧ 生活ノートを通してのコミュニケーションより、子どもとの遊び、直接対話を第一とする。
- ⑨ 年休を月1回は取得するよう努める。
- ⑩ 会議は協議事項、連絡事項などを明らかにし、終了時間を決めて行う。
- ⑪ 「特別の教科 道徳」の時間の掲示を作るより、子どものよい行いを見つけ、その裏にある思いや願いを明らかにし、「特別の教科 道徳」の時間と関連付けて認める。
- ⑫ 授業等で使うプリント、資料等は学校に保管し、使えるものはみんなで使う。
- ⑬ 学年主任の学級経営簿は1年間学校保管とし、次年度の主任の参考資料とする。

平成29年度からは、土曜日授業を実施し、振替休日を長期休業中にまとめて取得できるようにするとともに、夏季休業中には、学校完全閉庁期間を設定し、年休・夏季休暇をまとめて取得できるようにしました。

平成30年度からは、2年間、文部科学省・県教育委員会の「業務改善加速事業モデル地域」の指定を受けて働き方改革に向けた取組を先駆的に行ってきました。文部科学省の業務改善アドバイザーによる研修会を実施し、人・物・情報を探す時間が一番の無駄になることから、職員室や印刷室の整理整頓をすること、「自分が納得するまで」という教職員の意識の改革をすることなどの助言をいただきました。また、教職員が子どもと向き合う時間を確保するために、新たに事務仕事や環境整備などの補助をする「スクール・サポート・スタッフ」を全ての学校に配置しました。

また、平成20年度から、地域ぐるみで子どもを育てる、「学校支援地域本部事業」に取り組み、多数の学校支援ボランティアの登録をいただくとともに、学校を支援いただけてきました。

その成果を踏まえ、令和3年度からは、全ての学校をコミュニティ・スクールとし、地域の方々の支援と協力により、学校の環境整備や子どもの見守り活動、学校の教育活動を行っています。

各小中学校では、勤務時間外は留守番電話に切り替えること、また、自校の実態に応じて、会議を短時間で行う、打合せは立ったままできるように環境を整える、教職員一人一人が出勤ボードに退校時刻の目安を貼って宣言するなどの取組を工夫してきました。

こうした取組は、令和元年度の岐阜県総合教育会議で発表をしました。

(2) 垂井町教職員の時間外在校等の時間の状況

垂井町では、時間外在校等時間の上限を原則以下のとおりとしています。

① 1 箇月について 45 時間
② 1 年について 360 時間

(※注1)

(垂井町立小中学校管理規則 第 21 条の2)

令和6年度の垂井町の教職員の時間外在校等時間は、以下のとおりです。

	年平均	月 45 時間を 上回る割合	月 80 時間を 上回る割合
小学校	32時間58分／1月	21.9%	0.6%
中学校	39時間04分／1月	46.5%	4.7%

- ・平成29年度の垂井町内の教職員の平日1日の時間外在校等時間の平均は、3時間4分であり、おおよそ月 60 時間に該当していました。
- ・令和6年度の時間外在校等時間は、年平均では月45時間を下回っていますが、小学校で 21.9%、中学校で 46.5%の職員が月45時間を上回っています。
- ・事後検証の結果からは、児童生徒の問題行動等への対応をはじめ、日々起こる突発的な事案への対応によって時間外在校等時間が長くなる傾向があります。また、令和6年度は、採択替えした教科書の使用開始年度であるために、新しい教科書教材の教材研究、教材・教具の作成に取り組んだことや、授業の準備に取り組んだ結果であると捉えられます。

(※注1) 児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に
伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない
場合には(略)次の各号に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とするた
め、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

- (1) 1 箇月について 100 時間未満
- (2) 1 年について 720 時間
- (3) 1 箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1箇月、2箇月、3箇月、4箇月及び5箇月の期間を加えたそれぞれの期間において1箇月あたりの平均時間について80時間
- (4) 1年のうち1箇月において(略)45時間を超えて行う月数について6箇月

3 目標

垂井町の教職員の働き方改革の目的実現のために、次に掲げる内容を目標とします。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 1箇月時間外在校等時間45時間以下の割合を100%にします。② 一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合には、業務量の適切な管理を行います。③ 1年間における1箇月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にします。 |
|--|

(2) ワーク・ライフバランスや働きがいに関する目標

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 年休を月1回程度・年12日以上取得できる、取得するようにします。② 「早く帰る日」の達成率を100%にします。
(やむを得ず早く帰る日に帰れない場合は、別の日に実施します。)③ 「普段の仕事にやりがいを感じますか」の問いに肯定的な回答をする教職員を80%以上にします。 |
|--|

4 計画の期間

令和8年度～令和11年度

5 実施する内容

垂井町教育委員会・学校は、計画期間中に以下の内容を重点事項として取り組みます。

(1) 地域・保護者等の協力をいただき推進する事項

① 登下校時の日常的な見守り活動

- ・子ども見守り隊、PTA、地域の見守りボランティアによる通学路の見守り活動の継続をお願いします。
- ・町教育委員会・学校は、毎年、新一年生の家庭に「垂井町は、町のみんなでああなたの安全を守ります」のチラシを配布し、啓発するとともに、機会をとらえて、関係機関に協力の要請を継続します。
- ・子どもの登校時刻が教職員の出勤時刻より前にならないよう、各家庭にお願いをします。

② 勤務時間外の児童生徒の問題行動等への対応

- ・校外の見回りは、垂井警察署の巡回の協力をいただくよう依頼をします。

- ・児童生徒が補導された場合の児童生徒の引き取り等は、保護者が引き取りを行うことをPTA総会等を利用して周知するとともに、垂井警察署に依頼をします。ただし、児童生徒への指導に関わり、緊急の措置が必要な特別の場合は、学校も対応をします。

③ 学校徴収金の徴収・管理

- ・学校給食費の無償措置の継続に努めます。
- ・学校備品とすべきものは、共同学校事務室で検討をし、備品として購入するようにします。
- ・児童生徒が使用する教材や教具などは、できる限り、物品又はサービスを提供する事業者から保護者が直接購入することができるようにします。

④ 学校では対応が困難な苦情・相談内容等への対応

- ・学校以外の相談窓口（教育相談、発達相談など）については、年度当初に保護者に周知します。
- ・解決が困難な場合は、弁護士等専門家の指導・助言が得られるようにします。

(2) 教員以外の職員・学校支援ボランティア等の協力により推進する事項

- ・印刷や教材整理等に関わる教員の負担軽減に向け、スクール・サポート・スタッフの配置に努めます。併せて、県に対して「岐阜県スクール・サポート・スタッフ配置事業費補助金」の継続措置を要望していきます。
- ・共同学校事務室を設置し、教員と学校事務職員の役割分担の見直しなど校務全体の業務改善を進め、教育活動の支援を行います。
- ・校内等の清掃は、学校の状況に応じて、実施回数や範囲を合理化するとともに、必要に応じて、学校支援ボランティアの協力もいただき、実施します。
- ・中学校の休日の部活動は、地域展開を推進します。

(3) 教育委員会と学校の自助努力等により推進する事項

- ・食育に関する指導は、栄養教諭が継続して行います。
- ・アレルギー対応等、給食時の児童生徒の見守りについては、学級担任のみならず、学校体制を整えて対応できるようにします。
- ・学習プリントの印刷、教材の準備等は、スクール・サポート・スタッフ等を活用して行います。（再掲）
- ・教材や教具は共有して活用できるようにするとともに、指導案などは、統合型校務支援システム等を活用して共有し、授業準備に役立てます。
- ・修学旅行や社会見学、その他学校行事に関わる資料は、統合型校務支援システム等を活用して共有するとともに、実施後の課題と成果を踏まえた修正案を作成し、次年度に引き継ぎます。
- ・大学教授等の知見を活用した実地的な教職員等研修会を開催します。

- ・スクールアドバイザー、幼児教育指導員、特別支援教育指導員、学校教育課指導主事等を活用し、児童生徒の実態を踏まえた効果的な支援策を検討します。
- ・個別の教育支援計画に基づいた支援を行うための個別支援教育講師を継続して配置します。
- ・複式学級の担任の負担を軽減するとともに児童へのきめ細やかな指導を行うための教育支援講師を継続して配置します。
- ・標準授業時数と各学校の特色・実態を踏まえて、適切な教育課程を編成します。

(4) 教育職員の健康・福祉に関わる事項

- ・11時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組みます。
- ・1箇月の時間外在校時間が80時間を超えた教育職員には、その理由を事後検証するとともに、管理職が把握し、改善策を明らかにし教育委員会に報告します。
- ・1箇月あたりの平均時間について80時間を超えた教育職員には、医師の面接指導を受けるよう勧めます。
- ・学校閉庁期間をはじめ、長期休業期間中には、連続して特別休暇や年次休暇を取得するなどして、心身のリフレッシュに努めます。

6 関連する取組

- ・教育委員会は、各学校の教育職員の時間外在校等時間の状況を把握し、毎年度、定例教育委員会と総合教育会議で報告します。
- ・学校は、教育職員の時間外在校等時間の状況等について、毎年度、学校運営協議会で報告をします。
- ・転入職員研修会では、業務改善加速推進事業で取り組んだリーフレットと本プランを配布し、働き方改革の推進について啓発をします。